

議案第108号

所沢市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

所沢市行政組織条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年 9月 1日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

市行政の効率的な運営を図るため、組織機構の整備を行いたく、本案を提案するものである。

所沢市行政組織条例の一部を改正する条例

所沢市行政組織条例（平成20年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「 経営企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合計画その他重要施策の企画、調査及び調整に関すること。 2 組織及び事務管理に関すること。 3 行政経営に関すること。 4 交通政策に関すること。 5 基地返還及び跡地利用調整に関すること。 6 人権及び男女共同参画に関すること。 7 広報に関すること。 8 IT推進に関すること。 	
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会に関すること。 2 法規に関すること。 3 文書管理に関すること。 4 統計に関すること。 5 危機管理に関すること。 6 防災に関すること。 7 防犯に関すること。 8 職員の人事、研修、給与及び厚生に関すること。 9 物品の購入調達及び工事の請負契約に関すること。 10 工事の検査に関すること。 	を
「 経営企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合計画その他重要施策の企画、調査及び調整に関すること。 2 組織及び事務管理に関すること。 3 行政経営に関すること。 4 基地返還及び跡地利用調整に関すること。 5 人権及び男女共同参画に関すること。 6 広報に関すること。 7 IT推進に関すること。 8 国際交流に関すること。 	
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会に関すること。 2 法規に関すること。 3 文書管理に関すること。 4 統計に関すること。 5 職員の人事、研修、給与及び厚生に関すること。 6 物品の購入調達及び工事の請負契約に関すること。 	に、

	7 工事の検査に関する事。	
--	---------------	--

「市民部	1 コミュニティの推進に関する事。 2 文化及び芸術に関する事。 3 国際交流に関する事。 4 戸籍及び住民基本台帳に関する事。 5 市民相談に関する事。 6 広聴に関する事。 7 情報公開及び個人情報保護に関する事。 8 消費生活に関する事。 9 計量に関する事。 10 国民年金に関する事。 11 交通安全に関する事。	を
------	---	---

「市民部	1 コミュニティの推進に関する事。 2 文化及び芸術に関する事。 3 戸籍及び住民基本台帳に関する事。 4 市民相談に関する事。 5 広聴に関する事。 6 情報公開及び個人情報保護に関する事。 7 消費生活に関する事。 8 計量に関する事。 9 国民年金に関する事。 10 交通安全に関する事。 11 防犯に関する事。	に、
------	---	----

「街づくり計画部	1 都市計画に関する事。 2 都市整備に関する事。 3 開発指導に関する事。 4 建築指導に関する事。 5 住宅に関する事。	を
----------	--	---

「街づくり計画部	1 都市計画に関する事。 2 都市整備に関する事。 3 開発指導に関する事。 4 建築指導に関する事。 5 住宅に関する事。 6 交通政策に関する事。	に
----------	--	---

改め、同条第2項中「秘書室」を「次の表の左欄に掲げる室」に、「秘書及びほう賞に関する事」を「同表の右欄に掲げるとおり」に改め、同項に次の表を加える。

室	所掌事務
---	------

秘書室	1 秘書及びほう賞に関すること。
危機管理室	1 危機管理に関すること。 2 防災に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 2 所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5等級別基準職務表(1) 行政職給料表等級別基準職務表9級の項中「理事」の次に「、秘書監」を加える。